

## 名古屋市移住支援補助金交付要綱

### (通則)

第1条 名古屋市移住支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 補助金は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住し就業又は起業した場合に補助金を交付することで、東京圏への一極集中の是正及び中小企業等における人手不足を解消することを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 市長は、第2項に定める要件を満たす者のうち、第3項又は第4項に定める要件を満たす者からの申請に基づき、補助金を交付する。世帯向けの補助金を申請する場合にあっては、第5項に定める要件を満たす申請者に補助金を交付する。

2 移住等に関する要件として、次に掲げる全てに該当すること。

(1) 移住元に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと。

イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

ウ 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間を修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として前記ア及びイに規定する本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(2) 移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 本市に転入したこと。

イ 補助金の申請日から5年を超える期間、継続して本市に居住する意思を有していること。

(3) その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

イ その他愛知県知事又は市長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

3 就業に関する要件として、第1号又は第2号に定める要件を満たすこと。

(1) 都道府県が運営するマッチングサイトに補助金の対象として掲載されている求人に応募し就業した移住就業者（一般）の場合は、次に掲げる全てに該当すること。

- ア 勤務地（就業場所）が名古屋市内に所在すること。
  - イ 転入日時点で満 50 歳以下であること。
  - ウ 申請時において週 20 時間以上の無期雇用契約に基づき就業していること。
  - エ 就業者の 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
  - オ 求人への応募日が、当該求人が補助金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。
  - カ 当該法人等に、補助金の申請日から 5 年を超える期間、継続して勤務する意思を有していること。
  - キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (2) 国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した移住就業者（専門人材）の場合は、次に掲げる全てに該当すること。
- ア 勤務地（就業場所）が名古屋市内に所在すること。
  - イ 申請時において週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
  - ウ 当該法人等に、補助金の申請日から 5 年を超える期間、継続して勤務する意思を有していること。
  - エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
  - オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- 4 起業に関する要件として、愛知県が実施する「あいちスタートアップ創業支援事業」における起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。
- 5 世帯に関する要件として、次の各号に掲げる全てに該当すること。
- (1) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
  - (2) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、2 人以上の世帯の場合にあっては 100 万円、単身の場合にあっては 60 万円とし、予算の範囲内で交付する。ただし、18 歳未満の世帯員（配偶者を除く。）を帯同して移住する場合は 18 歳未満の者一人につき 100 万円を加算する。

（交付の申請）

第 5 条 補助金の交付を申請する場合は、名古屋市移住支援補助金交付申請書（第 1 号様式）（以下「交付申請書」という。）、誓約事項（第 1 号様式別紙 1）及び調査同意書（第 1 号様式別紙 3）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し。世帯向けの補助金を申請する場合にあっては、世帯全員分の住民票の写し
- (2) 過去 5 年以上の在住を確認できる住民票の除票の写し等。世帯向けの補助金を申請する場合にあっては、世帯全員分の住民票の除票の写し等
- (3) 別表に掲げる証明書等
- (4) 第 3 条第 2 項第 3 号アにおいて外国人である場合は、在留カード又は特別永住者証明書の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

- 2 申請に当たっては、申請窓口（経済局産業労働部労働企画課）において申請者本人が行うことを原則とし、申請者と世帯を同一にする者が行う場合は、委任状（第1号様式別紙4）を提出しなければならない。

（交付の申請の期限）

第6条 前条の規定による申請は、次に掲げるいずれかに規定する期間内に行うものとする。

- (1) 第3条第3項の要件に該当する申請者にあつては、申請時において、転入後1年以内であり、かつ、就業先の法人等に就業していること。
- (2) 第3条第4項の要件に該当する申請者にあつては、申請時において、転入後1年以内であり、かつ、次に掲げるいずれかに規定する要件を満たしていること。
- ア 起業支援金の交付決定日が転入日より先の場合は、起業支援金の交付決定日から1年以内であること。
- イ 転入日が起業支援金の交付決定日より先の場合は、起業支援金の交付決定日以後であること。
- 2 世帯向けの補助金を申請する場合にあつては、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも転入後1年以内に行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助金の交付の申請をした者が、交付申請書が受理された後に申請を取り下げるときは、名古屋市移住支援補助金交付申請撤回届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、第5条の規定による申請があつた場合には、当該申請が第3条の要件を満たしているかの審査を行い、補助金の交付又は不交付の決定を行うとともに、決定した内容を名古屋市移住支援補助金交付決定通知書（第4号様式）又は名古屋市移住支援補助金不交付決定通知書（第4号様式の2）により当該申請者に通知するものとする。

（再交付の申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、紛失等の理由により名古屋市移住支援補助金交付決定通知書の再交付を必要とする場合には、名古屋市移住支援補助金交付決定通知書再交付申請書（第4号様式の3）を市長に提出しなければならない。

（再交付の決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があつた場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、名古屋市移住支援補助金交付決定通知書【再交付】（第4号様式の4）により、当該申請者に交付する。

（交付の請求）

第11条 補助対象者は、第8条の規定による通知を受けたときは、速やかに名古屋市移住支援補助金請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときには補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、交付決定の全部の取消しを行う。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為等により補助金の交付決定を受けたことが明らかになった場合
  - (2) 補助金の申請日から3年未満に本市から転出した場合
  - (3) 第3条第3項に定める要件を満たす補助対象者が補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合
  - (4) 第3条第3項に定める要件を満たす補助対象者の勤務地(就業場所)が、補助金の申請日から1年以内に名古屋市外へ変更となった場合
  - (5) 第3条第4項に定める要件を満たす補助対象者が起業支援金の交付決定を取り消された場合
- 2 市長は、補助対象者が補助金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合、交付決定の一部の取消しを行う。
- 3 市長は、前項の規定により決定を取り消した場合において、名古屋市移住支援補助金交付決定取消通知書(第6号様式)により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を補助対象者に交付しているときは、同条第1項に該当する場合にあっては、交付した補助金の全部、同条第2項に該当する場合にあっては、交付した補助金の半額を返還額として当該補助対象者に請求するものとする。

(補助金の返還免除)

第15条 市長は、交付決定の取消しを通知した者から名古屋市移住支援補助金返還免除申請書(第7号様式)及び返還免除理由を証する書類により返還の免除申請があったときは、交付決定の取消要件に該当するに至った原因が、就業先法人等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであると認められる場合、愛知県知事の同意を得た上で、前条の規定による補助金の返還を免除できるものとする。

2 市長は、愛知県知事からの同意を得た後、返還免除の可否に係る決定内容について、名古屋市移住支援補助金返還免除承認通知書(第8号様式)又は名古屋市移住支援補助金返還免除不承認通知書(第8号様式の2)により当該申請者に通知するものとする。

(届出の義務)

第16条 補助対象者は、交付申請書の記載内容の変更について、次に掲げるとおり届出を行わなければならない。

- (1) 補助対象者は、補助金を申請した日から起算して1年、3年及び5年を経過した各時点において、交付申請書の記載内容に係る変更の有無を、速やかに名古屋市移住支援補助金住居・勤務地等変更届出書【補助対象者用】(第9号様式)により市長に提出しなければならない。
- (2) 補助対象者は、交付申請書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となること分かったときは、前号の届出時期にかかわらず、遅滞なく名古屋市移住支援補助金

住居・勤務地等変更届出書【補助対象者用】（第 9 号様式）により市長に提出しなければならない。

2 補助対象者が就業する法人等は、就業証明書の記載内容の変更に係る届出について、次の各号に掲げるとおり、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象者が就業する法人等は、補助金を申請した日から起算して1年を経過した時点において、就業証明書の記載内容に係る変更の有無を、速やかに名古屋市移住支援補助金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】（第 9 号様式の 2）により市長に提出しなければならない。

(2) 補助対象者が就業する法人等は、就業証明書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前号の報告時期にかかわらず、遅滞なく名古屋市移住支援補助金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】（第 9 号様式の 2）により市長に提出しなければならない。

（暴力団の排除）

第 17 条 申請者又は申請者を含む 2 人以上の世帯員のいずれかが、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合、補助金の支給対象としない。

2 補助対象者が、前項に該当することとなったとき又は第 5 条の申請をした当時に前項に該当していたことが判明したときには、交付の決定を取り消すものとする。

（委任）

第 18 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項第 1 号アただし書き及び第 3 項第 2 号の規定は、転入日が令和 3 年 4 月 1 日以降の者に適用し、第 3 条第 3 項第 1 号ア及び第 13 条第 1 項第 4 号の規定は、転入日及び求人への応募日がいずれも令和 3 年 4 月 1 日以降の者に適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条ただし書の規定は、転入日が令和 4 年 4 月 1 日以降の者に適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条ただし書の規定は、転入日が令和 5 年 4 月 1 日以降の者に適用するものとし、転入日が令和 5 年 3 月 31 日以前の者は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、転入日が令和 6 年 4 月 1 日

以降の者に適用するものとし、転入日が令和 6 年 3 月 31 日以前の者は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。ただし、この規則による改正後の名古屋市移住支援補助金交付要綱第 13 条、名古屋市移住支援補助金交付申請書（第 1 号様式）、名古屋市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項（第 1 号様式別紙 1）、名古屋市移住支援補助金交付決定通知書（第 4 号様式）及び名古屋市移住支援補助金交付決定通知書【再交付】（第 4 号様式の 4）は、施行日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

別表

区分	証明書等
移住就業者	就業証明書（第 2 号様式）
	労働条件通知書の写し
	雇用保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の写し
	（東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区に通勤していた者のみ必要） 退職証明書（第 1 号様式別紙 5）又は東京 23 区での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
	（東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区に通勤していた法人経営者または個人事業主のみ必要） 東京 23 区での在勤地及び在勤期間を確認できる書類
移住起業者	起業支援金交付決定通知書の写し
	（東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区に通勤していた者のみ必要） 退職証明書（第 1 号様式別紙 5）又は東京 23 区での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
	（東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区に通勤していた法人経営者または個人事業主のみ必要） 東京 23 区での在勤地及び在勤期間を確認できる書類
	（東京 23 区以外の東京圏から東京 23 区内の大学等に通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者のみ必要） 在学期間や卒業校を確認できる書類及び退職証明書（第 1 号様式別紙 5）又は東京 23 区での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類